

日時 令和8年5月8日 9時30分
場所 熊谷市文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正について（総務課）
イ 制度の概要及びeLTAXを利用した提出について（別添1）

給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」といいます。）の提出方法が令和9年1月から変更となり、給与支払報告書（以下「支払報告書」といいます。）を市区町村へ提出することで、税務署へ源泉徴収票を提出したとみなされ、源泉徴収票の税務署への提出は不要となります。

改正により提出に係る事業者の事務負担が軽減されますので、全ての事業者の方に認識いただき、従前同様に税務署に源泉徴収票を提出することがないよう関与先の方に周知をお願いします。

なお、支払報告書の提出を書面または光ディスクで提出している関与先の方がいらっしゃる場合は、eLTAXでの提出をすると提出先の市区町村へ自動的に振り分けられ、書面や光ディスクでの提出に比べ、コストや事務負担を大幅に削減することができますので、今回の改正を機にeLTAXによる提出への切り替えをご検討いた

だくよう関与先の方への周知をお願いします。

また、支払報告書のeLTAXでの提出については、他に二つのメリットがあります。

一つ目は、毎年5月頃に市区町村から事業者の方に発送される個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れるというものです。これにより、従来の紙での通知の場合には、紛失等による個人情報漏洩のリスクや、遠隔地の従業員に配付する際のコストなどが生じるところ、電子データにパスワードが付されたZIPファイルであるとともに、従業員ごとに分けられていることから、個人住民税特別徴収税額通知を社内システムやメールで配付することができますので、配付に係る事務負担やコストを大幅に削減することができます。

二つ目は、事業者の従業員の方が確定申告をする際に、給与情報のマイナポータル連携を利用することができるようになり、申告書の該当項目へ自動入力され、入力ミスがなく便利に申告書が作成できるといったメリットがあります。

ぜひ、令和9年1月からの支払報告書の提出はeLTAXのご利用に関与先の方々へ周知をお願いします。

ロ eLTAXを利用した電子的提出の一元化の機能廃止について

上記改正に伴い、支払報告書及び源泉徴収票をeLTAXにより一括して作成・提出する機能（以下「電子的提出の一元化」といいます。）については、eLTAXのシステム更改が予定されていることや、現在の電子的提出の一元化の利用状況等も踏まえ、令和8年9月をもって廃止されます。

なお、当該機能で使用していた統一CSVレイアウトも併せて廃止されることからシステム面での影響が生じるため、電子的提出の一元化をご利用の税務ソフト等につきましては、必要な対応や設定変更等についてご留意いただきますようお願いいたします。

また、これまでeLTAXの電子的提出の一元化を利用して源泉徴収票を税務署へ提出されていた方につきましては、今後は支払報告書のみ市区町村へご提出いただく必要がありますので、この点について関与先の方への周知にご協力ください。

ハ 今後の周知予定

令和8年7月以降、次の(イ)から(ハ)の周知を予定しておりますので、熊谷支部の皆様におかれましては、関与先の方の提出事務担当者の方に税務署・e-Taxから送付・配信される内容をご確認いただくよう、周知をお願いします。

(イ) 書面申告法人及び新設法人等への周知（令和8年7月以降）

書面申告法人及び新設法人等に対して、決算月別に毎月発送される郵送物（法人税確定申告のお知らせ）にリーフレットを同封します。

(ロ) 源泉徴収票の書面提出者への周知（令和8年10月頃）

源泉徴収義務者のうち、これまで源泉徴収票をe-Taxで提出したことがない方など、一定の者を対象に、年末調整関係書類にリーフレットを同封します。

(ハ) e-Tax利用事業者への周知（令和8年10月以降）

e-Tax利用事業者に対して、e-Taxのお知らせ機能を利用したメッセージを配信します。

(2) 防衛特別法人税に係る納付方法等について

（管理運営部門）

前回の協議会において、「防衛特別法人税の創設」についてお伝えしましたが、納付方法についての情報が入りましたので、追加情報としてお伝えします。

国税庁における、防衛特別法人税に係るシステム修正は、令和9年5月を予定しています。そのため、システム修正までの間、防衛特別法人税の納税等については、別添2「防衛特別法人税に係る納付方法等について」をご確認の上、対応いただきますようお願いいたします。

また、e-Taxホームページにもお知らせ「防衛特別法人税の創設に関するご案内・留意事項について」が掲載されておりますので、ご覧ください。

(3) 期限内納付等の協力依頼について (徴収部門)

今月は、3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告の納期限となっております。

関与先の方に3月決算や9月決算の法人がありましたら、期限内納付のご指導をお願いします。また、申告所得税延納分の納期限及び振替日が6月1日(月)となりますので、個人の関与先の方に対しては、期限内納付についてのご指導又は振替日の周知及び振替日前の預貯金残高確認についてご指導をお願いします。

納付書の事前送付が行われないことによる「納付忘れ」がないよう、併せて関与先への周知をお願いします。

(参考)

- 国税庁HP「納付書の事前送付に関するお知らせ」



- 国税庁HP「納税に関する総合案内(国税の納付手続)」



(4) 令和8年分の路線価図等の公開予定日について (資産課税部門)

令和8年分の路線価図等は、7月1日(水)午前11時に国税庁ホームページにおいて公開することを予定しています。

(5) 「源泉徴収のあらまし」(冊子)の廃止について (法人課税部門)

国税庁HPに掲載されておりますとおり、「源泉徴収のあらまし」につきましてはペーパーレス化のため、令和9年版以後は冊子の作成は行わないこととなりましたのでご連絡いたします。

なお、令和9年版以後もpdfデータの掲載は継続されます。